

公社等外郭団体改革進行管理表

公 社 名		一般社団法人 高知県農業用廃プラスチック処理公社		主管課名	環境農業推進課
役 割		農業用廃プラスチック類の処理に係る負担の軽減、適正処理による環境保全に資する全県的な農業用廃プラスチック類の回収・処理事業の実施			
改革の方向性		・団体の今後の在り方検討 ・健全経営の確保	主な事業内容	農業用廃プラスチック類（廃ビニール等）の回収、処理	
令和5年度までの取組実績	1 事業運営改善計画 ・生産者数の減少や高齢化に伴う農業用廃塩化ビニール回収量の減少に対応するため、平成24年4月より回収処理費を見直した（廃農ビ・廃農ポリそれぞれ1円/kgの値上げ）。 ・さらに、平成30年4月より回収処理費を見直した（廃農ビ6.5円/kg・廃農ポリ5円/kgの値上げ）。 ・ポリ系フィルムの再生処理について地域の農協を限定し実施。 ・土地登記整備計画において、平成22年度から土地の整備（土木工事）を実施、高知市から現状を追認する形で開発許可を得る（登記は平成25年4月完了）。 ・敷地内に残る在庫農ポリの処理（約3,000t 期限：平成26年12月）について、平成26年12月31日をもって処理完了。		経営課題等	【経営課題】 ・独立採算の維持 ・廃プラスチック収集量の確保 ・回収処理コストの見直し ・民間事業者への業務移管の検討 【平成17年3月 改革方針の概要】 社団は、農業用廃プラスチック類を広域的に再生処理することにより、自然環境の保全と施設園芸の一層の発展を図ることを目的に設立された。 現在、県下の農業用廃塩化ビニールは、ほぼ100%再生処理され、全国的にも優良事例として認められており、環境行政の観点からも、この再生処理システムは継続させる必要がある。 社団は、ビニールを回収するための調整事務等を行っている事務職員一名体制で、再生処理は民間企業に委託している実態にあり、昭和48年以来、システムとして既に確立されていると考えられることから、将来的には民間事業者に移管することも検討する。 その際は、排出事業者（農家）に対する適正処理に向けた啓発・指導は環境保全や資源循環への取り組みとして、県が関与し再生処理システムを維持させる。	
	2 組織・体制の見直し ・常勤専務理事を非常勤（高知県園芸農業協同組合連合会（以下「園芸連」という。）専務が無報酬で兼務）にするとともに、プロパー職員の退職に伴い、平成16年度からは事務局を園芸連出向職員1名の体制とするなど、組織体制の見直しを行った。 ・25年4月の一般社団法人への移行に伴い、これまで18名（理事16名、監事2名）だった役員数を11名（理事9名、監事2名）に見直した。 3 その他 ・産業廃棄物の処理は、排出者である農家が行うものという原則にたち、排出責任の認識を高めるように普及啓発活動を実施。				
【令和6年度以降の取組方針】 ・公社の運営・回収に対する理解と協力を深めるため、市町村協議会及び農協と連携したブロック別協議会の開催（県内4地域）及び農家へのチラシの配布を行う。 ・設置後51年を経過し老朽化している施設の実態を踏まえ、将来を見据えた公社と農業用廃プラスチック類の回収処理等の方向性について具体整理を進める。					